老人保健制度
2月1日からスタート

「老人保健制度」が二月一日からスタートします。

老人保健法は①疾病の予防や健康づくりを含む総合的な老人保健対策を推進する②老人の医療費は国民が公平に負担する――という自助と連帯の精神に基づき制定されることになったものです。今回は老人保健法の概要を紹介します。問い合わせは、老人保健プロジェクトチーム（☎28―一〇〇〇）へ。

積極的な健康づくりで幸せな老後を（昨年の老人スポーツ大会から）

〈老人医療の対象者〉

①医療保険の加入者で「七十歳以上の人」

②医療保険の加入者で「六十五歳以上七十歳未満の特定の障害のある人で市長の認定を受けた人」（寝たきり障害老人）

〈従来の制度との違い〉

▼所得制限が無くなりましたので、所得のたくさんある人も老人保健法による医療の対象者となります。

▼七十歳以上の人で被用者保険本人（職場で働いていて、職場の健康保険に加入している人）も老人保健法による医療の対象となり、健康保険からは医療の給付は受けられません。

▼医療は原則として七十歳の誕生日、または寝たきり障害老人の認定を受けた日の属する月の翌月から開始されます。（ただし、これらの日が月の初日であるときは、その月から開始されます。）

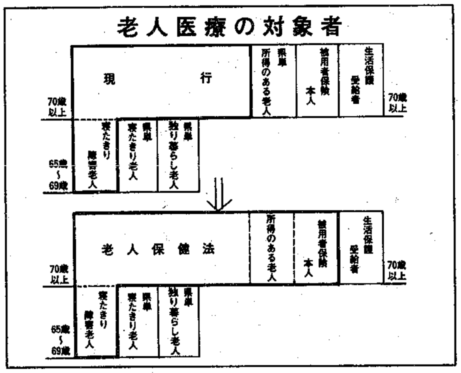

医療費の支給

医療を受けることが困難なとき、やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院・診療所で手当てを受けた場合、看護あるいは移送の必要があるときなどは、かかった費用を一時本人が立て替え払いをし、あとで新潟市に請求することにより、払い戻しを受けることができます。

健康保険との関係

老人保健制度の医療を受けられる人は、健康保険等の医療給付の対象から除かれます。しかし、健康保険等の加入資格に変わりありませんので、保険料は従来どおり健康保険に納めます
し、医療以外の給付（傷病手当、埋葬料、家族埋葬料などの現金給付）は健康保険から支給されます。

お医者さんにかかるには

病院や診療所の窓口に「保険証」と「健康手帳」「医療受給者証」を必ず提示して下さい。

提示が無い場合は医療の受給対象となりません。

「健康手帳」および「医療受給者証」は、医療の受給資格を証明するものであり、また健康診査の記録、その他健康に関する事項を記録するものです。該当される方には、遅くとも一月三十一日までにお手元に届くよう作業を進めています。未着の場合はお手数でも、市老人福祉課（☎28―一〇〇〇、内線四八六、四八七）へご連絡をお願いします。

〈一部負担金〉

外来は医療機関ごとに月に一回四百円…外来（通院）の場合は、月の最初の診療日に四百円の一部負担金を医療機関の窓口で支払います。

受診例

月	診療日	支払い
2月	5日 15日 23日	⇒2月5日に400円を支払う
3月	7日 17日 31日	⇒3月7日に400円を支払う

ここでいう一部負担金は、初診、再診を問わず月に一回四百円を医療機関ごとに支払うものです。

〈総合病院は各科ごと〉

総合病院の場合は、各診療科を一つの医療機関として取り扱うこととしており、原則として各診療科ごとに支払うことになっています。

入院は一日三百円、二カ月限り（被用者保険の被保険者は五十日限り）…入院の場合は一日三百円ずつ支払います。ただし、同一の病院・診療所につき二カ月を超えて入院したときは、二カ月（被用者保険本人の場合は五十日）を超える期間については、一部負担金を支払う必要はありません。例えば四月五日に入院し七月十五日に退院した場合は、四月五日から六月四日までの期間について一日三百円を負担します。（下表）

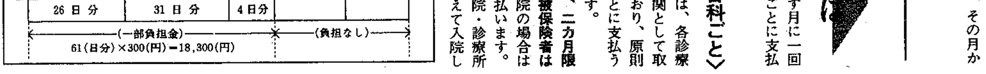

医療の受給資格の取得と手続き

現行医療制度の（寿）および県老の方は医療の受給資格取得手続きは不要です。しかし、被用者保険本人（七十歳以上の人で職場で働いていて職場の健康保険に加入している人）は、保険証と印鑑を持参のうえ市老人福祉課、市民課十番窓口または各地区事務所、連絡所の窓口で所定の手続きをとられるようお願いします。

次の事由が生じたときは手続きが必要です。印鑑を持参のうえ、市民課十番窓口、または各地区事務所、連絡所へ。

事由	添付書類	期間
70歳になったとき	保険証	70歳の誕生日前
寝たきり障害老人（65歳から70歳未満）	国民年金証書、身体障害者手帳、診断書のいずれか、転入前の市(区)町村で障害の認定を受けていた場合にはその証明、保険証	随時
加入している保険が変わったとき	保険証	すみやかに
区域内で居住地を変更したとき	健康手帳、医療受給者証	14日以内
他市町村から転入してきたとき	保険証	〃
他市町村へ転出するとき	健康手帳、医療受給者証	〃
死亡のとき	届出義務者が死亡した人の健康手帳、医療受給者証	〃
生活保護法による医療扶助該当	健康手帳、医療受給者証	すみやかに

四十歳以上を対象
―医療以外の保健事業―

老人保健制度では、医療以外の保健事業を四十歳以上の人を対象に実施します。

健康な老後をおくるには壮年期から健康管理を行い、病気の予防だけでなく積極的な健康づくりに努めることが大切です。

脳卒中、心臓病、ガン等の成人病が壮年期以降の日常生活や健康管理と密接なかかわりがあり、その発生が四十歳代から急速に増加すること、また従来の成人病対策の対象年齢を考慮して実施されるものです。

一、健康手帳の交付

七十歳以上の人および六十五歳以上七十歳未満の寝たきり等の状態にある人は、すべて健康手帳の交付を受けられます。四十歳以上の人でも健康管理上必要と認められる人は、健康手帳の交付を受けられます。

二、健康教育

▼健康学級の開催…四十歳以上の人とその家族を対象に、月三回程度開催します。内容は、日常生活の心得、食生活の見直し等を予定しています。

三、健康相談

▼健康相談室の開催…四十歳以上とその家族を対象に、年間二百七十回位予定しています。内容は成人病の予防に関する相談に応じ、指導、助言を行います。

四、健康診査

循環器とガンを中心として成人病の予防や早期発見のため、年一回必要な診査およびこれに基づく指導を行います。

▼健康診査を受けられる人…四十歳以上は受けられます。子宮ガン検診は三十歳から受けられます。被用者本人のうち会社や健康保険で同じような健康診査を受けることができる人は除かれます。

健康診査を受ける場合は、医療機関、検診機関、検診車で行われます。内容は、一般検査、精密検査、胃ガン検診、子宮ガン検診です。

五、機能訓練

脳卒中の後遺症、リウマチなど骨関節疾患、老化等で体が不自由になったり、機能が低下している四十歳以上の人に対し、その機能の維持、回復を図り、日常生活の自立を助けるために行います。

六、訪問指導

家庭で寝たきりの状態にある人などに対して、保健婦などが訪問して、本人、家族に療育・機能訓練・看護方法などの指導を行います。

育児相談

持参品　母子手帳

月日	時間	会場
1・20	午後1時～3時	西地区保健センター
1・20	午後1時～2時半	坂井輪地区保健センター
1・21	午後1時～3時	石山地区保健センター
1・26	〃	鳥屋野地区保健センター

献血車「ゆうあい号」

月日	時間	会場
1・17	午前9時～正午	トヨタカローラ新潟(株)(女池)
1・17	午後1時～午後3時半	東総合庁舎（蒲原町）
1・21	午前9時～正午	新潟日産モーター(株)(弁天3)
1・21	午後1時～3時半	丸運建設(株)（幸西1）
1・22	午前9時半～午後3時	新潟駅前

※正午から午後1時まで受け付け休みます。

離乳食講習会

対象　生後4カ月に達した赤ちゃんをお持ちのお母さん

持参品　母子手帳

月日	時間	会場	申し込み
1・19	午後1時～3時半	東保健所	当日会場へ
1・25	(午後1時～受け付け)午後1時15分～3時半	坂井輪地区保健センター	電話で会場へ予約
1・27	午後1時半～3時半	北地区保健センター	

保健婦による健康相談

地区	月日	時間	会場
木戸	1・18	午前10時～午後3時	木戸公民館
鳥屋野	1・19	午後1時半～3時	(医師による相談)鳥屋野地区保健センター
濁川	1・19	午前10時～午後3時	濁川連絡所
南浜	1・20	午後1時半～3時	太夫浜集落センター
松浜・南浜・濁川	1・21	午前10時～午後3時	北地区保健センター

※正午～午後1時まで休みます

育児講習会

日時　1月28日午後零時半～1時まで受け付け

会場　鳥屋野地区保健センター

対象　鳥屋野地区在住で生後6・7カ月の第一子をお持ちのお母さん20人

内容　小児科医師の診察とお話、身体計測、個人相談

持参品　母子手帳

申し込み　電話で会場へ

成人病食事相談

血圧が高い、太りすぎ、糖尿病などのいろいろな病気に伴う食事療法で悩んでいる方はどうぞおいで下さい。

日時　1月25日午前9時～11時

会場　東保健所

申し込み　電話で会場へ（予約制）

保健所・保健センター電話案内

東保健所	☎41―4111
西保健所	☎66―5171
石山地区保健センター	☎86―4450
鳥屋野地区保健センター	☎85―2373
北地区保健センター	☎59―7332
西地区保健センター	☎62―3405
坂井輪地区保健センター	☎60―3255

休日急患診療

診療日　日曜日、祝日、祝日代休日、

持参品　健康保険証

	休日急患診療センター	休日歯科診療センター
科目	内科、小児科	歯科
時間	午前9時～午後10時半	午前10時～午後5時
所在地	白山浦2―180―5 ☎31―4135	堀の内337 ☎83―3030